

諮問日：令和5年1月4日（令和4年度（情）諮問第25号）

答申日：令和5年6月23日（令和5年度（情）答申第3号）

件名：札幌地方裁判所において判決言渡しがあった特定の事件につき、部外  
者から寄せられた批判等を記録した司法行政文書の一部不開示の判断に関  
する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

札幌地方裁判所で判決の言渡しがあった特定の事件につき、特定の期間に電  
話や手紙、その他の方法で部外者から同裁判所に寄せられた同判決への批判  
や苦情、恫喝、脅迫、攻撃予告などを記録した司法行政文書すべて（以下「本  
件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、札幌地方裁判所長が、特定  
年月日付け投書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上、その一部を  
不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
札幌地方裁判所長が令和4年11月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要  
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮  
問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

開示の対象になる文書が1点のみとはおよそ考えにくい上（電話対応などの  
記録が存在する筈）、開示された文書では行政機関の保有する情報の公開に関  
する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当しない部  
分までが不開示扱いされている。苦情申出書の添付資料（同じ趣旨の行政文書  
開示請求に対して特定の警察が一部開示した公文書の一部）を参考に、対象文  
書を改めて特定し直し、かつ今回の開示文書で必要以上に不開示とされた部分

を開示し直すべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、電話対応などの記録が存在するはずであり開示の対象になる文書が1点のみとはおよそ考えにくい旨主張しているが、仮に特定の事件に関する電話対応があったとしても、その対応について司法行政文書を作成するかどうかは、札幌地方裁判所の文書管理者の判断によるものであり、全ての電話対応について文書が作成されるわけではない。そして、特定の判決に対する批判等については、それが司法行政事務として対応を要する内容でない限り、電話聴取書等の司法行政文書を作成することを要しないものと判断されることも想定されるものである。
- 2 次に、苦情申出人は、本件対象文書について法5条1号に定める不開示情報に相当しない部分までが不開示扱いされている旨主張する。

この点、本件対象文書は匿名であったため特定の個人を識別することはできないものの、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、札幌地方裁判所に宛てた個人の意見や要望が記載されており、通常、投書の内容は他人に知られたくない機微な情報であると考えられることを踏まえると、本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号に定める公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年1月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月16日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、匿名の投書1点であり、本件不開示部分には、札幌地方裁

判所に宛てた個人の意見や要望等が記載されている。本件不開示部分が公にされた場合には、投書作成者の意見や思想、札幌地方裁判所に対する要望の内容が明らかになり、又はこれらを推知させることから、当該投書作成者の権利利益が害されるおそれがあり、法5条1号本文後段の不開示情報に相当すると認められる。また、本件対象文書は、本来公表を予定していないものであり、同号ただし書きからハまでに該当する事情も認められない。

2 本件開示申出文書として、本件対象文書1点のみが特定された点に関し、苦情申出人は、電話対応などの記録が存在するはずであり、開示の対象になる文書が1点のみとはおよそ考えにくい旨主張する。しかしながら、仮に特定の事件に関する電話対応があったとしても、その対応について必ずしも司法行政文書が作成されるものではないとする最高裁判所の説明は合理的であって、他に本件対象文書のみを特定した最高裁判所の判断が不適切であったことを窺わせる事情もない。

3 以上のとおり、札幌地方裁判所長が、本件開示申出文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした判断は、妥当である。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子